平成２０年（フ）第１９４号
山梨県甲州市塩山上於曽1007番地
債務者　志田　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目142番地トレスプエンテＢ202
債務者　川中　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
佐賀県鳥栖市柚比町449番地２
債務者　中島　直美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地56、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1488番地144
債務者　森　きぬ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
長崎県長崎市現川町358番地
債務者　松林　茂則
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
長崎県長崎市秋月町382番地、旧住所長崎県長崎市曙町39番35―603号
債務者　毎熊　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
長崎県長崎市秋月町382番地、旧住所長崎県長崎市曙町39番35―603号
債務者　毎熊スエ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東12番６号
債務者　馬原　輝雄
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６９号
宮崎県日向市大字財光寺2761番地27
債務者　中原　博子（旧姓友田）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７２号
宮崎県日向市迎洋園２丁目16番地
債務者　森腰　宏仁
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７３号
宮崎県日向市迎洋園２丁目16番地
債務者　森腰加代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１８０号
宮崎県日向市大字財光寺657番地
債務者　米田ルミ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第１９３号
山梨県甲州市塩山上於曽1007番地
債務者　志田　良一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
山梨県笛吹市御坂町成田1148番地古屋荘Ａ１齋間均方、住民票上の住所山梨県笛吹市八代町南3819番地６
債務者　雨宮　善美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
山梨県甲府市北新１丁目６番６―332号
債務者　遠山　巧雲
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
沖縄県豊見城市字豊見城440番地の２―２Ｆ
債務者　宮城　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3857番地の１町営江口団地Ａ―305
債務者　仲村記英子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６７号
福島県白河市細工町37番地９、前住所福島県白河市石切場53番地１市営１―204号
債務者　市川　　勤
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係